

■年間保険料額の例（年金収入のみの例）

・例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

◆単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	9割		4,400円
153万円	8.5割		6,600円
168万円	8.5割	5割	14,300円
180万円	2割	5割	49,200円
211万円		5割	74,000円
250万円			143,900円

◆夫婦2人世帯(2人とも加入者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区 分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	夫	9割		4,400円
	妻	9割		4,400円
153万円	夫	8.5割		6,600円
	妻	8.5割		6,600円
168万円	夫	8.5割	5割	14,300円
	妻	8.5割		6,600円
180万円	夫	5割	5割	35,900円
	妻	5割		22,000円
211万円	夫	2割	5割	65,100円
	妻	2割		35,300円
250万円	夫			143,900円
	妻			44,100円

■減額認定証をお渡しします

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、平成22年7月31日にて有効期限が満了となり、8月以降のご使用ができなくなります。7月中に新しい減額認定証をお渡ししますので、8月1日からご使用ください。

なお、減額認定証の用紙は橙色です。

交付年月日 平成22年 8月 1日	
被保険者番号	〇1234567
住所	広域市連合1丁目
氏名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
有効期日	平成22年 8月 1日
有効期限	平成23年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	平成22年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	89011000 北海道後期高齢者医療広域連合 印

住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用	
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方 老齢福祉年金を受給されている方

■医療費通知の送付を希望される方へ

- これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付しておりましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。
- 今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

●健康診査を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るためには、定期的な健康診査が必要です。年1回の健康診査をすすんで受けて健康管理に努めましょう。なお、短期人間ドックも実施していますので、詳しくは市役所介護福祉課高齢者福祉担当までお問い合わせください。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601番

市役所介護福祉課高齢者福祉担当
(1階16番窓口)
電話 23-6111番
(内線) 2174・2183